

業務名称：「出張用携帯電話・Wi-Fiルーターの貸出業務」

意見招請（公開日：2017年10月19日）において、寄せられたご意見と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達部

通番	資料名	該当頁	項目	意見・質問	回答
1	業務仕様書案	P2	業務仕様書(案)、3.業務の内容、(2)申込方法、3項目目	発注内容に応じた見積書を送付、とありますがプロポーザル時に利用地域に対する単価を提出済ですので個別案件毎に御見積書を提出する必要が無いかと存じます。	頂いたご指摘を踏まえ、本公告時の業務仕様書の内容を検討します。
2	業務仕様書案	P2	イ 貸出機器の仕様 ① 携帯電話の仕様	希望要件として、「インターネット経由のe-mailが利用できること」と記載していますが、具体的にどのようなメールを希望していますか。 例：gmailのようなフリーメールか、通信会社(xxx.ne.jp)のような回線に依存するメールか？	利用方法としては、次の何れかを想定しています。本公告時の業務仕様書に本条件を詳細に記載します。 ①インターネット経由で、JICAのメールサーバーにアクセスし、JICAのメールを利用する。 ②gmailの様なフリーメールを利用する。 尚、①のパターンの場合、スマートフォンを用いる際にはJICAの保有するアプリをインストールして利用する予定です。
3	業務仕様書案	P2	イ 貸出機器の仕様 ① 携帯電話の仕様	希望要件として、「スマートフォンの貸出ができること」と記載していますが、仮に携帯電話とWi-Fi端末両方を貸し出す際テザリング機能を利用して、スマートフォン1台として利用することは想定していますか。	スマホによるテザリングはWifiに比べて通信速度が遅く、充電消費量も大きくなるため、利用を予定していません。
4	業務仕様書案	P2	3.業務の内容 (2) 申込方法	「受け取り予定日の3営業日前を申し込み期限として下さい。より、直近での申し込みが可能な場合は、ご提案下さい。」とある点については、羽田・成田空港受け取りであれば出発前日、関東地域への配送であれば2日前が可能です。	情報を頂き、本件、3営業日前でも十分な時間であることがわかりました。ご提示いただいた先条件は、本公告時に提出して頂くプロポーザルに記載をしてください。
5	業務仕様書案	P3	3.業務の内容 (4) 返却方法	空港返却場所に羽田空港が御座いますが、実際に羽田空港カウンターが可能なレンタル会社は数社かと思えます。 文言的に『羽田空港返却があると望ましい』ような文言ですと、応募される業者が増える考えられます。 実際に羽田空港だけは自社カウンターがないと受取は可能ですが返却先の委託先がないのが現状です。	羽田空港での返却カウンターに関する実情を理解しました。本指摘を踏まえて、本公告時の業務仕様書に反映します。

通番	資料名	該当頁	項目	意見・質問	回答
6	業務仕様書案	P4	業務仕様書(案)、5.支払方法、2項目目	3月中の利用について、請求書提出タイミングが4月4日前後とありますが、Wi-Fiルーター利用明細書必須条件にある「通信データ量」が請求書提出タイミングまでに算出できない可能性が濃厚です(通信データ量を提出するには、機器返却後、一定期間必要です)。その際にご配慮いただけるのか確認したく存じます。	利用明細書に記載する通信データ量は、不適切な利用がされていないかを確認するために把握したいと考えています。このため、通信データ量の確認によって、受注者に支払う金額が変わるわけではないため、後づけで提出を受けるなどの対応ができるのではないかと考えます。 本件、内容を検討の上で、本公告時の業務仕様書の内容に反映します。
7	業務仕様書案	P4~5	業務仕様書(案)、7.契約及び発注手続きにかかる留意事項、(2)	(2)で業務担当部署は契約締結したいいずれかの会社を自由に選択して発注を行う、また業務担当部署には契約締結した各社連絡先のみ周知され各社の単価は秘匿、とありますが、本条件下での業務担当部署の発注先判断基準は会社名のみということになり、プロポーザルでご提案した内容及び価格は考慮されず、過去に業務担当部署が発注をしている事業者に発注が偏り、公平性を欠くように感じられます。実務上の問題は残ることが考えられますが、寧ろ社名を秘匿し、価格とプロポーザル内容で業務担当部署が発注先を判断する方法が妥当と考えます。	頂いたご指摘を踏まえ、本公告時の業務仕様書の内容を検討します。
8	プロポーザル作成要領	P3	2.プロポーザル作成に係る要件・留意事項、(2)業務の実施方針等、項目 エ.対応する国・地域数	拠点对応可否を○×で記入、とありますが「拠点」についての具体的内容のご説明をお伺いしたく存じます。	拠点とは、利用する国のことを、○は利用可能、×は利用不可を意図します。分かりにくいいため、本公告の際には、「対象国と各国での利用可否を記載して下さい」という文言に修正します。
9	プロポーザル作成要領	P4	評価表	配点内容が複雑な所があり、外務省や経済産業省のように『資格検査結果通知書』のD等級以上とかの方が窓口が広がるのではないのでしょうか。	本件では、複数の者を契約相手方を選定し、また地域ごとに価格やサービス提供ができる対象国の数に応じて選定します。このため、本件は、選定方法を企画競争とし、様々な評価項目と価格を加味して選定を行う必要があるため、評価表は基本的には提示した内容を用いる予定です。他方、競争参加資格要件としては、全省庁統一資格を用いる予定です。
10	別添様式3	—	Wi-Fiルーターの通信料/日	各国で通信料金を設定しますと国ごとに誤差が出ますので、一律の料金にした方がシンプルで請求書発行時も間違えることがないかと思えます。 実際に経済産業省との取引も均一で統一しており、お互い問題なく進めております。	ご指摘のとおり、一律料金にできると利便性は高いと考えますが、一律料金の設定を条件とすると、応募者の制限につながる恐れもあります。このため、本公告時には、現在の様式を用いますが、「一律料金の提案が可能である」と提示する予定です。
11	別添様式3	—	拠点对応可否	中央省庁様では、ローミング利用の場合に日本回線を指定される場合がありますが同様でよろしいのでしょうか。	接続品質が担保されている海外回線が利用可能(かつ、その場合が安価)な場合はそちらを用いても結構ですので、日本回線に限りません。

以上